

神奈川県建築基準条例の一部改正について

神奈川県建築指導課

1 改正の背景

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるとともに、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、建築基準法（以下「法」という。）等関係法令が3年以内に段階的に改正施行される。

そのうち、1年内に施行されるものとして、断熱改修や再生可能エネルギー設備の設置等に係る容積率、建蔽率、高さの限度等の建築形態制限の特例許可が新設される等の改正が行われることから、神奈川県建築基準条例（以下「条例」という。）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に対する建築形態制限に係る特例許可等の整備
 - ア 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものに対する容積率及び建蔽率の特例許可を新設する。（第52条の9、第52条の10、第57条関係）
 - イ 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものに対する建築物の高さの限度に係る特例許可を新設する。（第52条の11、第57条関係）
 - ウ 一定の複数建築物に対する制限の特例認定等の対象行為に、大規模の修繕及び大規模の模様替を追加する。（第52条の15、第52条の16、別表関係）
- (2) 特例許可等に係る申請手数料の新設
法改正により新設される法第52条第6項第3号の規定に基づく認定並びに法第55条第3項及び法第58条第2項の規定に基づく特例許可に係る申請手数料を新設する。（別表関係）
- (3) その他の改正
法令改正に伴う条項ずれへの対応等規定の整理を行う。（第52条の18の2、別表関係）

3 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 施行期日

令和5年4月1日。（改正法（1年内に施行分に限る。）の施行日）

ただし、第52条の18の2及び別表41の改正規定は、公布の日から施行する。